

# 農業生産に由来する使用済プラスチックの対策に関する 基本方針の概要

## 背景

- 農業生産において、プラスチック資材は食料安定供給の確保に寄与
- 一方、我が国では各種法制度の整備、国際的にはFAOによる自主ガイドラインの策定、中東情勢の不安定化による価格や安定供給への懸念など、プラスチック対策の重要性が一段と高まる
- 制定から約30年が経過している現行通知を廃止し、新たに基本方針を示すことにより、関係機関、農業者等による農業由来廃プラスチックの対策をより一層推進する必要

## 対策の概要

### 対策の基本的な考え方

#### ○基本的な方向性

- ・農業由来廃プラスチックの排出抑制、資源の有効利用を基本とした適正処理及び持続可能な資源の利用に係る環境負荷低減に有効な取組を推進
- ・また、海洋プラスチックごみの流出防止の観点からも、排出抑制、適正処理は重要
- ・これらの取組により、プラスチックの使用量を低減し、リサイクルにより国内原料を確保するとともに、再生プラスチックを使用した農業生産資材を利用することで、持続可能な農業生産体制への構造転換を図る
- ・なお、経済性、技術的可能性、労働確保性等も総合的に考慮の上、食料安定供給の確保との両立を図る
- ・プラスチック被覆肥料は、別途農産局長通知において示した流出防止に向けた取組等を推進

#### ○目指す姿

- ・農林水産省地球温暖化対策計画の目標のとおり、農業由来廃プラスチックを2030年までに90%、2035年までに100%有効利用することを目指す姿とし、関係機関、農業者等と共通認識をもつことで、対策を効果的かつ円滑に推進
- ・推進会議の開催等により、引き続き、各地域の実態に応じた最適な資源循環の推進手法を検討
- ・その進捗は、都道府県ごとの状況を適時、調査することで確認。都道府県は、当該調査に協力するとともに、都道府県ごとの資源の有効利用の割合の向上を図られるよう対策を推進

### 排出抑制の考え方

#### ○排出抑制に資する資材の使用の推進

- ・長寿命化及び減量化に資する資材の使用推進（中長期展張フィルム、薄膜フィルム）
- ・生分解性をもつ素材を使用した資材の使用推進（生分解性マルチ）

#### ○使用の合理化の推進

- ・使用量の最適化（サイレージラップ）
- ・長期使用の推進（育苗箱等）
- ・プラスチック代替技術の活用の検討

### 持続可能な資源の利用の考え方

- ・バイオマス及び再生材を利用した資材の使用を推進

### 資源の有効利用・適正処理の考え方

#### ○実施体制

- ・地域段階：市町村は、地域における一体的な回収・処理の推進のための体制を整備
- ・都道府県段階：協議会の設置を基本に、設置しない場合は連携し都道府県が役割を果たす
- ・両者の情報共有体制の構築

#### ○分別及び異物の除去

- ・リサイクルに向け、分別・選別・洗浄の指導

#### ○回収・運搬

- ・安定的・確実に回収を実施
- ・負担軽減のための電子マニフェストの活用の推進
- ・効率化のため広域連携による共同回収・運搬を推進

#### ○適正処理

- ・リサイクル処理を基本、困難な場合には、熱回収

# 農業生産に由来する使用済プラスチックの対策に関する 基本方針の改正の概要

現行局長通知 (H7食品流通局長通知)		改正の背景	新たな局長通知(案) (農産局長・畜産局長連名)	
対象資材	・園芸用使用済プラ	資源循環の促進、 海洋プラスチック ごみ問題への対 策の重要性の高 まり、中東情勢の 不安定化などに よる影響の懸念	・農業生産の使用済プラス チック全体へ拡大(稲、麦、大 豆、畜産等が含まれる)	
対象者	・行政機関及び農業団体が主		・農業者を対象に追加	
総論	・適正処理 (資源の有効利用を基本) ・排出抑制		・流出防止の観点追加 (プラ被覆肥料は別途局長通 知に示した取組等を推進) ・目指す姿の追記	
排出抑制	・長寿命化資材の使用 ・生分解性マルチ等の使用 ・再利用	資材の改良・普及	・左記資材のほか、減量化資 材を追加 ・使用量の最適化の追加	
適正処理	処理	・リサイクルを基本 ・中でも、マテリアルリサイク ルを優先、困難な場合は熱 回収(当時、熱回収の技術はほ ぼ実用化されていない)	処理	・引き続きリサイクルを基 本、困難な場合は熱回収 ・新たな技術であるケミカ ルリサイクルを追加
	体制	・市町村が市町村協議会を 設置 → 農業者、農協等に対 する適切な指導 ・都道府県が都道府県協議 会を設置 → 都道府県レベルでの関係者 の定期的な協議の場 → 回収方法等を定める役割	・地域実態に応じ た回収方法等 ・体制の多様化	・市町村が市町村協議会 に限らず、地域における 一体的な回収・処理の推 進のための体制を整備 ・都道府県協議会の役割 を、市町村協議会等へ一 部移行(回収方法等を定 める役割)
	その他	・再生処理業者の 減少 ・リサイクルに伴う 分別労力の増加	・広域運搬によるリサイク ル推進の追加 ・省力化に資する電子マ ニフェストの推進の追加 ・協議会間の情報共有体 制構築の追加	
その他	—	資源循環の促進等 の対策の重要性の 高まり	・持続可能な資源(バイオマ ス及び再生材)を利用した資 材の使用を推進	

# 農業生産に由来する使用済プラスチックの対策



ケミカルリサイクル



生分解性マルチ

